

1 開催日時

平成29年8月16日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3 出席者

(委員)

山下会長，藤江副会長，高木委員，長島委員，鈴木委員，萩原委員，吉田委員，宮前委員，角田委員，以上9名

(欠席：根本委員1名)

(生活支援コーディネーター)

医療法人社団 聖母会 中央地域包括支援センター（小野）

(事務局)

加瀬林高齢者福祉課長，平岡係長，渡未副主幹，越川主査
三橋介護保険課長，辻係長，市田主任主事
西部北地域包括支援センター（北村管理者）
西部南地域包括支援センター（大麻管理者）
中央地域包括支援センター（井上管理者）
東部地域包括支援センター（岩澤管理者）

4 会議次第

1 開会

2 あいさつ（福祉部長）

3 事務局職員紹介

4 議題

(1) 地域包括支援センターの運営等に関すること

① 成田市の要介護・要支援認定者の状況について

② 地域包括支援センターの事業実績について

③ 介護予防支援業務の一部委託について

④ 地域包括支援センターの業務評価について

(2) 地域密着型サービスの運営等に関すること

① 地域密着型サービスの状況について

② 他市町村に係る同意の状況について

(3) 日常生活圏域の見直しについて

(4) その他

5 閉会

5 議事

(1) 地域包括支援センターの運営等に関する事

①成田市の要介護・要支援認定者の状況について

②地域包括支援センターの事業実績について

●会長

議題(1)①成田市の要介護・要支援認定者の状況について事務局より説明を。

○高齢者福祉課長より説明。

●会長

続いて②地域包括支援センターの事業実績について各地域包括支援センターより説明を。

○事務局（西部北，西部南，中央，東部）より資料に沿って説明。

●会長

質問は。

●委員

地域ケア会議の開催回数に差があるが，会議の内容，効果等について説明を。

●会長

では，開催回数の多い西部北地域包括支援センターと少ない東部地域包括支援センターから説明を。

○事務局（西部北）

認知症地域支援推進員（別途受託）との共催で認知症の個別事例検討会を開催したことが影響しているのではないかと。そこで把握した課題を次の会議で議論するなど効果的に実施していると考えている。

○事務局（東部）

職員の退職に伴う交代等も影響したと思われる。内容としては，個別課題の解決，地域のネットワーク作りなど工夫しながら行っている。

●委員

総合相談について，来所相談と電話相談の割合はどうなっているか。また，ケアマネジャーからの相談について，系列の居宅介護支援事業所からの相談が多いか，それともその他からの相談が多いか。

○事務局（西部北）

8割が電話相談だが、平成27年度に橋賀台事務所（本所）を設置したことによって来所相談も増えている。ケアマネジャーからの相談については、幅広い事業所から相談を受けている。

○事務局（中央）

9割超が電話相談で来所相談は1割未満。ケアマネジャーからの相談については、幅広い事業所から相談を受けている。

○事務局（西部南）

手元の資料によれば、電話相談が1,225件、訪問相談が591件、来所相談が152件であった（重複あり）。ケアマネジャーからの相談については、幅広い事業所から相談を受けている。また、毎月、主任ケアマネジャーが各居宅介護支援事業所を訪問する取組を行い、課題の把握等に努めている。

○事務局（東部）

電話相談がほとんどを占める。下総地区は来所相談も少なくないが、大栄地区はセンターまでの距離があるため電話相談後に訪問相談という流れがほとんどという印象である。ケアマネジャーからの相談については、幅広い事業所から相談を受けている。

●会長

次回以後の事業実績の報告の際は、件数等の数字のみの説明でなく、相談内容、相談経路等の中身についても説明するよう事務局と調整して欲しい。結果として、委員からも質問がしやすくなる。

また、東部地域包括支援センターにおいて職員の欠員により地域ケア会議等の実績が減ったということであったが、計画値と実績値の差はどうであったか。

○事務局（東部）

個別地域ケア会議についての計画値は定めていなかったが、地区ごとに開催予定の講演等については、退職した職員の担当分として3回程度実施することとした。また、職員の退職がなければ、7、8回分の個別地域ケア会議を追加で開催できたのではないかと思う。

●会長

職員の欠員期間については、委託料を減額し、相当分を返納したのか。

○事務局（東部）

一定期間職員の欠員が生じること及び委託業務自体は支障なく実施したということについて市に報告した結果、委託料の減額ということにはならなかった。受託法人としては、地域包括支援センターの体制の妥当性については市の判断に委

ねるほかないと考えている。

●会長

平成28年度の実績と比較して、平成29年度の運営状況はどうか。

○事務局（西部北）

おおむね変化はないが、ケアプラン作成件数については、月20件から30件程度増加傾向にあると感じている。虐待対応は今のところない。

○事務局（中央）

県外在住の両親を市内に呼び寄せて生活をさせたいという相談を受け、医療機関等との調整を行った案件が数件あったことが印象的であった。

○事務局（西部南）

ケアプラン作成件数は月平均200件程度で変化はなく、虐待対応は1件である。地域ケア会議については、年間で計画して実施しており、おおむね計画どおりである。

○事務局（東部）

介護サービスの利用者実数が増えてきており、ケアプラン作成の委託先となる居宅介護支援事業所探しに苦労している状況である。また、民生委員の一斉改選に伴い、まずは下総地区の民生委員に対し、センターの活動の説明等の情報提供を行っている。地域包括ケアシステムの構築には、民生委員との連携も不可欠であると考えているが、「あまり負担を掛けななくてくれ」という意見もいただいております。今後の連携が課題であると感じている。

●会長

議題（1）①及び②については、了承とする。

③介護予防支援業務の一部委託について

④地域包括支援センターの業務評価について

●会長

③介護予防支援業務の一部委託について事務局より説明を。

○高齢者福祉課長より説明。

●会長

続いて④地域包括支援センターの業務評価について事務局より説明を。

○高齢者福祉課長より説明。

●会長

質問は。

●委員

地域包括支援センターの業務評価について、国から統一的な評価指標が示されるとのことだが、いつ頃示されるのか。また、年度内に示されない場合の対応はどうか。

○高齢者福祉課長

時期は未定であるが、年度内には示されると考えている。

●会長

評価には、構造、過程（プロセス）、結果（アウトカム）の側面がある。このうち人員体制等については○か×で判断できるため評価しやすいが、どのように支援したかといったプロセスや相談件数といったアウトカムなどをバランスよく評価指標に取り入れることが重要である。

地域包括支援センターの評価を通して、個々のケース対応の妥当性といった委託者である行政の責務についても、検証すべきである。

また、国による評価指標を待ちつつも、市の地域性も踏まえると評価軸は変わってくるのではないかと。個人、家族及び地域社会のつながり、専門機関との連携、地域包括ケアシステムの構築といった視点を持って、事務局及び地域包括支援センターから報告していただき、評価していくこととしたい。

（２）地域密着型サービスの運営等に関すること

続いて（２）地域密着型サービスの運営等に関することについて事務局より説明を。

○介護保険課長より説明。

●会長

質問は。

（質問なし）

議題（２）については、了承とする。

(3) 日常生活圏域の見直しについて

●会長

続いて(3)日常生活圏域の見直しについて事務局より説明を。

○高齢者福祉課長より説明。

●会長

質問は。是非各委員から一言ずつ発言をお願いしたい。

●委員

圏域内の高齢者人口を平準化する考えだと推測するが、ニュータウン地区の高齢者人口は8千人程度と突出することとなる。資料に記載のない平成32年度以降も踏まえた考え方について伺いたい。

○高齢者福祉課長

西部北地域については、平成27年度に本所・支所体制としたところであり、地域の結びつきも踏まえ、ニュータウン地区については当面このままの体制を維持したいと考えている。センターごとの職員数については、高齢者人口の増加を踏まえ検討することとする。

●会長

次回以後の資料を作成する際は、センターごとの職員数についても記載して欲しい。

●委員

成田地区と公津地区の分割については、地域性の差異も踏まえると納得できるものである。

●委員

大栄地区は高齢化率が高く限界集落化しつつある地域もあるなど、市内でも地域差がある。また、高齢化率の割に、現役で元気な高齢者が多いということが大栄地区の地域性かなと感じる。

事務局の見直し案では、現行の東部圏域を本所・支所に分割するとのことであるが、支所とはどのような位置付けなのか。

○高齢者福祉課長

地域包括支援センターの増設に際しては、受託法人を公募する予定であるが、蓄積した個人情報等の円滑な移行、継続性の担保等のためには同一法人が受託し、本所及び支所として、下総及び久住並びに大栄をそれぞれ担当することが理想的だと考え、財政的な観点も踏まえ、お示しした事務局案としたものである。将来

的な支所の独立ということはあるが、支所といっても本所機能との差異はないため、ご理解いただきたい。

●会長

円滑な移行、継続性の担保といった理由は理解できる。

また、農作業なども介護予防の効果があるのではないかと感じる。押しつけ型の介護予防ではなく、農家が多いといった地域性に即した介護予防施策を検討してもよいと思う。医療・介護の基盤が乏しい限界集落となっても、施設入所ありきではなく、在宅で自分らしく暮らすことの可能性について、時間をかけて地域で議論することが大切ではないか。地域包括支援センターとしても、地域に向けてメッセージを発信することが重要である。

●委員

東部地域包括支援センターからの説明の中で、大栄地区住民による来所相談はほとんどないとのことであったので、大栄地区に支所ができることにより地区住民による相談が増えるのであれば、有益なことだと思う。

日常生活圏域の見直しは、高齢者人口のみに着眼したものでよいのか。該当地区担当の保健師が把握している食生活等の地域性（生活習慣病リスクの差異）も踏まえて検討を進めて欲しい。

●委員

7センターに増えることで地域住民との密着度が高くなることが期待できる。

また、地域の活動的な高齢者を巻き込んでお茶飲み会等の地域の取組を進めたいと思っているが、これにより地域包括支援センターへの相談内容もより具体的になっていくのではないか。

●委員

日常生活圏域についてはおおむね中学校区とされており、人口予測を踏まえて作成された事務局案は適正だと考えられるため、粛々と進めて欲しい。

印旛郡市歯科医師会としても、日常生活圏域ごとに歯科医師の拠点を整備するなど対応したいし、会に対するニーズについても把握したいと考えている。一住民としては、きめ細かに対応できるよう、日常生活圏域は多い方が好ましいと思う。

●委員

職員の増員ではなく、日常生活圏域見直し・センター増設による対応という点で、佐倉市の人口規模と比較すると、成田市は手厚く、財政に余裕があるという印象を受けた（佐倉市は、5センター）。橋賀台のセンター増設については、歩いて行ける距離の設置ということで、地域住民も喜んでいと思う。

総合相談のうち電話相談が多いことを踏まえると、センターの設置場所というのは住民にとって重要性が低いのではないか。日常生活圏域の見直しか人員増に

よる対応かという点は、費用対効果及び公平性の観点から検討が必要だと思う。なお、佐倉市では、公平性の観点から、既存の事業所にセンターを併設することを認めていない。

また、公正な競争の観点からすれば、事務局の説明にあったような、個人情報の取扱いの観点から増設の際も現行の受託法人を選定したいという説明は、理解されないのではないかと。どうしても現行の受託法人をとということであれば、増設ではなく、むしろ人員増の方が理屈が通ると感じた。

各居宅介護支援事業所を訪問してケアマネジャーから聞き取りを行うという西部南地域包括支援センターの取組は素晴らしいと感じたし、西部北地域包括支援センターの橋台センターの新設に伴い相談件数が増加した点など、数字以外の内容を事業報告の中に含めて今後は説明するようにはしていただき、日常生活圏域の見直しに反映させるべきではないか。

最後に、東部地域包括支援センターの職員の欠員についてであるが、必要な人員の確保ができず、計画値に実績値が届かないといった場合は、通常であれば委託料の減額を検討することになるのではないかと。そして、増設時の法人の選定に当たっても、人員の確保に関する観点を評価項目に盛り込む必要があると考える。

●委員

私は民生委員代表として本運営協議会に参加しているが、現在、市内には10の地区民生委員・児童委員協議会があり、それぞれの協議会に地域ケア会議に参加するよう指導しているところである。

また、日常生活圏域の見直しに当たっても、地区民生委員・児童委員協議会の活動や民生委員との関係性を踏まえて検討していただきたい。

●会長

議題（3）についてであるが、更なるきめ細やかな対応を行えるよう検討を進めるという基本方針はおおむね了承とするが、併せて職員数の増員についても、高齢者人口の増加や地域性を考慮しつつ検討すべきという意見が出た。

各センターの業務量に対し職員数が不足気味であるという報告があった一方で、より手薄な体制である市町村もあると思われるが、市町村ごとに差異が出るのが介護保険であるため、市としての方向性を検討し続けなければならない。

また、日常生活圏域ごとの第2層の生活支援コーディネーターの設置が認められているが、これらの活用による地域資源の発掘・創出や認知症総合支援事業といったソフト面の整備についても、日常生活圏域の見直しと併せて検討を進めるべきだし、日常生活圏域内でどのような取組を行うのかについて地域住民に説明できる体制を構築することが地域包括ケアシステムの深化につながるはずである。

先般の社会福祉法等の改正により、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の横断的な支援体制を構築することが市町村に求められることとなるため、縦割りではなく組織横断的な体制について、国に先んじて市町村が実行して欲しい。

以上、地域包括支援センターの増設についてはおおむね了承とするが、取組内容については引き続き検討すべきという意見を付して、全議題を終了し、マイク

を事務局へお返しする。

〈議事終了〉

6 その他

●委員

先日の広報なりたで地域包括支援センターの記事を拝見したが、今後もセンターの取組内容等について住民への周知を行って欲しい。

○高齢者福祉課包括支援係長

今回、広報なりたで初めて、それぞれの地域包括支援センターごとの重点的取組事項を盛り込んだ特集記事を掲載したが、今後も継続して周知を行うこととしたい。

また、地域ケア会議のご意見もいただいたが、地域ケア会議において、地域の課題を把握し、地域住民ほか関係機関を交え、市とセンターで一体となって地域で議論し、課題解決を行う取組を進めていきたいと考えている。

7 傍聴

2名

8 次回開催日時（予定）

平成29年11月